

令和6年度 国土技術政策総合研究所

技術提案評価審査会（全体会議）

（議事2） 令和7年度の入札・契約実施方針

■ 令和7年3月

令和7年度入札・契約の取り組みは、働き方改革、品質の確保、競争環境の確保など全国的な動きや受発注者からの意見を踏まえ策定

I 働き方改革への取り組み(建設コンサルタント業務)

1. 入札・契約に関する取り組み

- (1) 発注時期と履行期限の平準化(平成29年4月から継続)
- (2) 特定(評価)テーマ数の制限(平成29年4月から継続)
- (3) 休業期間を考慮した業務実績年数の緩和(平成29年4月から継続)
- (4) 簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式の運用(平成29年5月から継続)
- (5) 参加者の有無を確認する公募手続き(平成28年7月から継続)

2. 業務履行に関する取り組み

- (1) ワークライフバランスの改善
 - 1) ウィークリースタンスの徹底(平成30年4月から継続)
 - 2) 業務スケジュール管理表の活用徹底(平成30年4月から継続)
- (2) 受発注者間の業務打合せにおけるWeb会議の活用(令和2年2月から継続)
- (3) 情報共有システム(ASP)の活用・・・コンサル業務、工事、役務等(令和2年4月から継続)

II 品質確保対策(建設コンサルタント業務)

- 1. 技術競争の拡大(平成31年4月より継続)
- 2. 履行確実性評価の実施(平成31年4月より継続)

Ⅲ 技術力が十分発揮できる競争環境の確保(建設コンサルタント業務)

1. 競争参加者を増やすための取り組み（継続）

Ⅳ 入札・契約の実施概要

1. 発注方式

- 1) 建設コンサルタント業務
- 2) 工 事
- 3) 役 務
- 4) 資 料 契約方式の選定の考え方(建設コンサルタント業務)

2. 建設コンサルタント業務の競争参加資格要件

3. 特定者及び落札者の決定方法

- 1) プロポーザル方式(建設コンサルタント業務)、企画競争方式(役務)
- 2) 総合評価落札方式(建設コンサルタント業務)
- 3) 総合評価落札方式(工事)

4. 総合評価落札方式における賃上げ実施に関する評価

5. 建設コンサルタント業務の評価ウエイト

6. 工事(総合評価落札方式)の発注方式について

(参考) 技術提案評価審査会(個別審査)での取り組み

I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

(1)－1 発注時期の前倒し(平成29年4月から継続)

○業務量の平準化と適正な履行期間確保のため、引き続き発注時期の前倒しに努める。

【上半期契約率】

◇上半期(4月～9月)：R4年度(69%)→R5年度(68%)→R6年度(75%)※

うち(4月～7月)：R4年度(41%)→R5年度(36%)→R6年度(45%)※

※1月末時点の
暫定値

■上半期契約率(件数ベース)

	上半期		(4月～7月)		年間
	件数	契約率	件数	契約率	件数
R4	163	69%	97	41%	236
R5	161	68%	84	36%	236
R6	170	75%	101	45%	226
平均	165	71%	94	40%	233

※R6の年間値は1月末現在の暫定値

I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

(1)－2 履行期限の平準化(平成29年4月から継続)

○年度末に集中している業務の履行期限について、働き方改革や品質確保の観点から平準化に努める。

◇1月～2月履行期限 : R3年度(18 %) → R4年度(24 %) → R5年度(25 %)
 ◇3月履行期限 : R3年度(49 %) → R4年度(54 %) → R5年度(51 %)
 ◇翌年度へ繰越 : R3年度(28 %) → R4年度(19 %) → R5年度(21 %)

■令和3年度 履行期限の状況

令和4年度へ繰越

期間	4月－12月	1－2月	3月	小計	4月以降	計
件数	8	35	96	139	55	194
期間比率	4%	18%	49%	72%	28%	100%

・計上対象は、土木関係コンサルタント業務（港湾空港関係除く）

※件数：当該年度発注業務

■令和4年度 履行期限の状況

令和5年度へ繰越

期間	4月－12月	1－2月	3月	小計	4月以降	計
件数	5	47	105	157	37	194
期間比率	3%	24%	54%	81%	19%	100%

・計上対象は、土木関係コンサルタント業務（港湾空港関係除く）

※件数：当該年度発注業務

■令和5年度 履行期限の状況

令和6年度へ繰越

期間	4月－12月	1－2月	3月	小計	4月以降	計
件数	5	48	100	153	41	194
期間比率	3%	25%	51%	79%	21%	100%

・計上対象は、土木関係コンサルタント業務（港湾空港関係除く）

※件数：当該年度発注業務

I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

(2) 特定(評価)テーマ数の制限(平成29年4月より継続)

○建設コンサルタント業務で特定(評価)テーマの数を緩和、提案書作成及び審査の負担軽減。(平成31年3月より)

1) 2000万円超……基本2テーマ(業務内容に応じて1テーマも選択可能)

2) 2000万円以下……基本1テーマ(業務内容に応じて2テーマも選択可能)

※H29・30年度のルール

1) 1000万円超……2テーマ

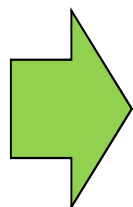
2) 1000万円以下……1テーマ

特定(評価)テーマの2テーマ設定の割合変化

【2千万円超で基本2テーマ】

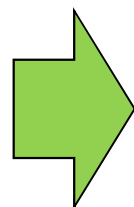
R01年度(プロポ)

43件／237件
全件数の
18%が2テーマ



R04年度(プロポ)

31件／197件
全件数の
16%が2テーマ



R05年度(プロポ)

17件／170件
全件数の
10%が2テーマ



R06年度(プロポ)
(1月末時点の暫定値)

20件／163件
全件数の
12%が2テーマ

I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

(3)休業期間を考慮した業務実績年数の緩和(平成29年4月から継続)

- 予定管理技術者が、業務実績等の評価対象期間内において、出産前・後及び育児、介護休業を取得している場合、その期間を遡り、評価対象期間を延長する試行。
- 対象とする休業は、「労働基準法」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する「産前・産後休業」、「育児休業」、「介護休業」

■業務成績、優良業務表彰(評価対象期間:過去4ヶ年)の例

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 評価年度切替					
								4月	5月	6月	7月	8月	9月
審査基準日 (公示日)	4～7月	評価対象期間 1年溯り延長		10日休業		公告日							
	8月以降	評価対象期間 2年溯り延長		200日休業		200日休業		公告日					
		累計400日休業											

評価対象期間外

I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

(4)簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式の運用(平成29年5月から継続)

○参加表明書と技術提案書を同時提出

- (1)技術提案書の作成に要する期間をこれまで以上に確保
- (2)公示日から特定に要する期間の短縮
- (3)技術提案を要請した者の情報が、技術提案書作成前に漏洩する等のリスク低減

技術提案書の作成が可能な日数

簡易公募型プロポーザル方式に準ずる方式

- 技術提案書の作成期間 10日※土日含む
- 契約手続期間 70日

簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式

- 技術提案書の作成期間
 - 特定テーマ1つ → 14日(18日※土日を含む)
 - 特定テーマ2つ → 20日(26日※土日を含む)
- 契約手続期間 50日

I 働き方改革への取り組み(入札・契約に関する取り組み)

(5)参加者の有無を確認する公募手続き(略称「確認公募方式」) (平成27年7月から継続)

○契約手続期間の短縮による業務発注効率化の取り組みとして、平成28年7月から情報システムの改良等業務において確認公募方式を採用。

R2年度(11件) R3年度(10件) R4年度(9件) R5年度(12件) R6年度(7件)

(1月末時点の暫定値)

○業務効率化に寄与するため、引き続き採用を継続する。

【概要】確認公募方式の選択にあたっての確認事項

1-1. 情報システムの開発規模等の確認 ※(1)または(2)に該当していること。

(1)既存情報システムの開発規模が大きく複雑等、部分改良が困難と認められる

改良部分が情報システム全体の信頼性に影響を及ぼさない場合は適用不可。

(2)情報システムの改良規模が相対的に小さく、全面改良が困難と見込まれる

既存システムが比較的小規模で、新たにシステム全体を作成しても、改良に支弁する費用で採算がとれる場合は適用不可。

1-2. 入札契約実績の確認

(1)契約実績の確認

過去にシステム構築者以外の者が改良等の業務を受注していないこと。

(2)競争参加実績の確認

前回の改良等の業務(プロポーザル方式または確認公募方式発注)において、システム構築者以外の者が競争参加していないこと。

※システムの当初構築後、最初の改良等においてはプロポーザル方式を適用

1-3. システム構築が設計共同体である場合の確認

設計共同体参加全業者に対して、システムの構築は当該特定業者であることを文章で確認済みであること。

I 働き方改革への取り組み(業務履行に関する取り組み)

(1) ワークライフバランスの改善

○受発注者間において、コンサルタント業務等の業務環境を改善し、より一層の円滑な業務実施と品質向上に努めることを目的とする。

1) ウィクリースタンスの徹底(平成30年4月から継続)

◇一週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善する取り組み。

◇受発注者の各職場において、下記の①、②及び③の業務環境改善の取り組みについて重点的に取り組むこととし、その他の項目についても個々の業務特性を踏まえて、積極的に取り組み、業務環境改善の対策を行うものとする。

- ①月曜日を依頼の期限日としない(マンデー・ノーピリオド)
- ②水曜日は定時の帰宅に心掛ける(ウェンズデー・ホーム)
- ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない(フライデー・ノーリクエスト)
- ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない(ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング)
- ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない(イブニング・ノーリクエスト)
- ⑥金曜日も定時の帰宅に心掛ける。

◇初回打合せにおいて、具体的実施内容を協議し、業務完了後、実施結果のフォローアップを実施し、今後の業務環境の改善に反映させる。(令和3年5月1日以降の発注案件より特記仕様書に明記。)

I 働き方改革への取り組み(業務履行に関する取り組み)

(2) 受発注者間の業務打合せにおけるWeb会議の活用(令和2年2月から継続)

- 働き方改革のツールとして期待される「Web会議」について、コンサルタント業務の打合せ等において積極活用する。
- 当面は全ての業務打合せ、もしくは、中間打合せにおいて実施することを令和2年9月発注案件より特記仕様書に明記。

- ◇国土交通省にて予め契約しているWeb会議サービス(Microsoft Teams)の活用を基本とする。
- ◇利用登録、会議室の立ち上げは調査職員にて行い、受注者に対して参加アカウントを発行・通知する。
- ◇受発注者の都合により対面打合せを行うことは妨げない。

(3) 情報共有システム(ASP方式)の活用・・・コンサル業務、役務等(令和2年4月から継続)

- 働き方改革のツールとして期待され、工事にて活用が進む「情報共有システム(ASP)」について、コンサル業務や役務での活用を推進する。 ※ASP:アプリケーション・サービス・プロバイダ

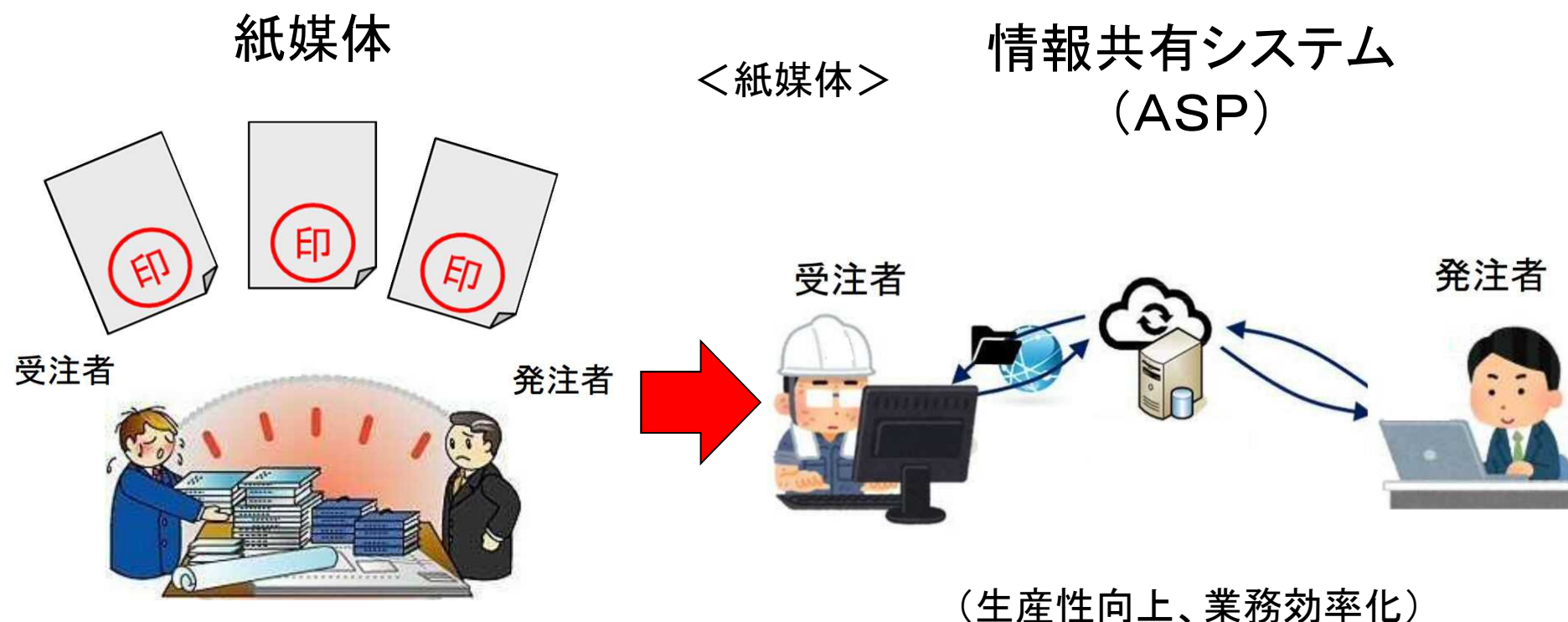
- ◇ASP方式の情報共有システムは、工事書類のやりとりと蓄積を民間クラウドサーバー上で電子的に行うものとして発展してきたが、一昨年度辺りから、コンサル業務や役務で活用できるサービスが登場し、令和2年4月発注案件より役務(設備の点検整備等)で活用している。
- ◇コンサル業務での活用ルールについて検討を進めるほか、当面は、受注者から希望があれば、積極的に応じることとし、成績評価において創意工夫の評価対象とする。

I 働き方改革への取り組み(業務履行に関する取り組み)

○情報共有システム(ASP方式)の紹介

○国総研では、令和6年4月1日から情報共有システム(ASP)を全業務に対して全面適用としました。
 (令和5年度までは、工事が実施、業務が任意となっておりました。)

○情報共有システムで書類の発議・回覧・決裁等がWEB上でやりとりを行ことでの処理の迅速化と、工事・業務の進捗やデータなどを受注者と共有することにより、日程調整やコミュニケーションを円滑化することが可能となり、全体の効率化を進めます。



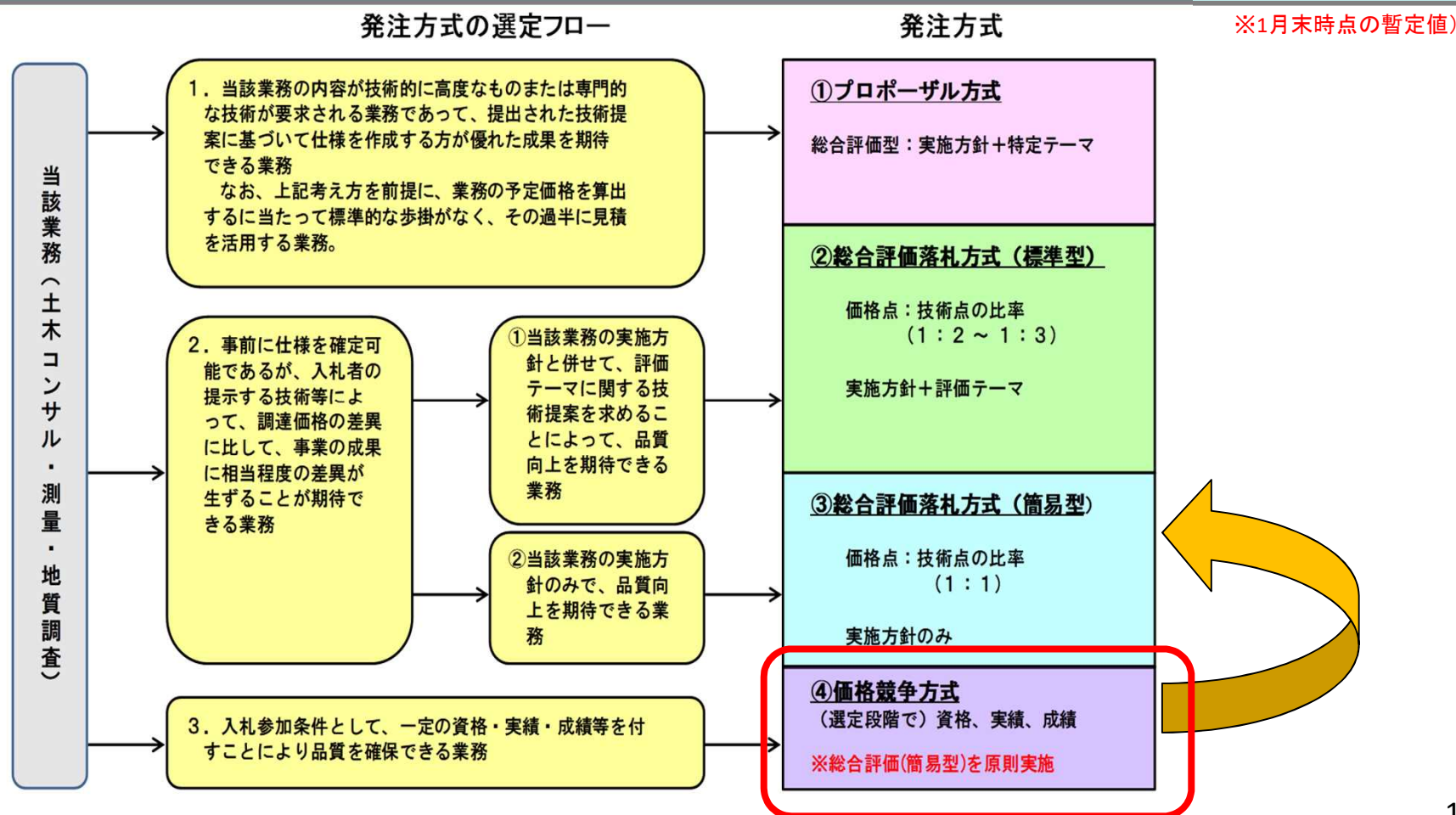
Ⅱ 品質確保対策(建設コンサルタント業務)

1. 技術競争の拡大(令和元年4月より継続)

○価格競争方式に該当する建設コンサルタント業務について、総合評価落札方式(簡易型1:1)を原則適用。(より簡易な作業については役務契約に移行)

◇価格競争 : R1年度(1件)→R4年度(0件)→R5年度(0件)→R6年度(0件)※

◇総合評価(簡易型): R1年度(15件)→R4年度(13件)→R5年度(26件)→R6年度(25件)※

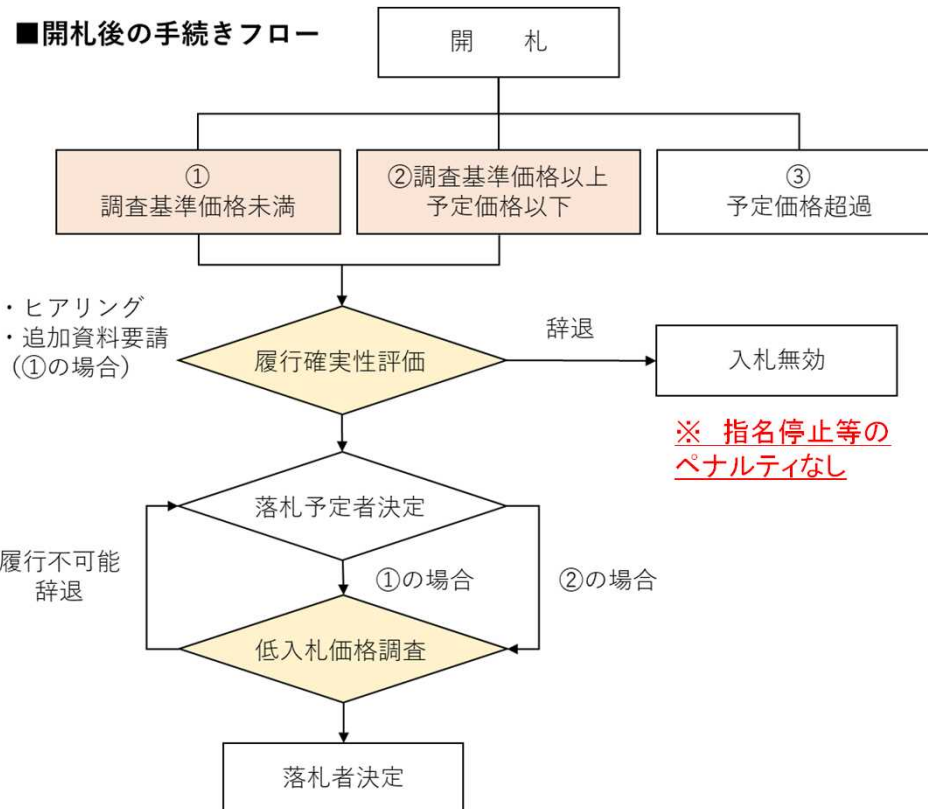


Ⅱ 品質確保対策(建設コンサルタント業務)

2. 履行確実性評価の実施(平成31年4月より継続)

○総合評価落札方式で発注するコンサルタント業務については、低入札対策として、「履行確実性評価」を実施する。

◇低入件数／全件数：R4年度(1件/30件)→R5年度(0件/26件)→R6年度(0件/25件)※
※1月末時点の暫定値)



履行確実性評価の内容

審査の視点		審査内容
a	業務内容に対応した費用が計上されているか	直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等が必要額を確保しているか
b	配置予定技術者に適正な報酬が支払われることになっているか	配置予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか 配置予定技術者の人工が適正であるか
c	品質管理体制が確保されているか	照査予定技術者への適正な報酬の支払いが確保されているか 照査予定技術者の人工は適正であるか
d	再委託先への支払いは適正か	再委託業務内容を再委託先が確認しているか

※確認できた項目数に応じて履行確実性度を算出し、技術提案点に乗じる。

1. 競争参加者を増やすための取り組み(継続)

○業務発注において、業務内容と業務量の明確化など発注者としての責務を引き続き果たすとともに、競争参加者を増やすための取り組みを行う。

(平成29年度追加)

- ・情報システムの改良業務について、「参加者の有無を確認する公募型」を試行開始。
- ・1000万円以下の業務について、特定テーマを原則1つとする。
- ・参加表明書と技術提案書を同時に提出するタイプ(拡大型)を原則適用(契約手続期間短縮＋技術提案書作成期間延長)

(平成30年度追加)

- ・(強化)「履行期限の平準化」に数値目標(3月納期を全体の40%以下)を設定。
- ・ワンデーレスポンス、ウィクリースタンスの導入

(令和1年度追加)

- ・(拡大)2000万円以下の業務について、特定テーマを原則1つとする。
- ・「実施方針、業務フロー」の様式をA4判2枚から1枚に軽減。
- ・都心から離れた国総研発注業務の労務負担に配慮して、Web会議システムを使ったヒアリングや業務打ち合わせを試行開始。
- ・業務名称や業務内容の記載を可能な限り平易・明快化

(令和2年度追加)

- ・Web会議システムを使ったヒアリングや業務打ち合わせを原則実施。(業務説明書及び特記仕様書に明記)

(令和3年度追加)

- ・ウィクリースタンスの徹底、業務スケジュール管理表の活用徹底。(特記仕様書に明記)
- ・既存資料の閲覧について、Web閲覧(国土技術政策総合研究のホームページ上)を選択可能とした試行開始

(令和6年度追加)

- ・情報共有システム(ASP)の業務における全面適用開始

IV 入札・契約の実施概要

2. 建設コンサルタント業務の競争参加資格要件（令和4一部改定）

審 査 項 目	確認審査の着目点	審 査 基 準
企業及び 予定管理技術者	業務執行技術力	同種または類似業務の実績の有無（技術者には研究実績を追加可能） ※業務には委託研究実績を含む ※海外での実績についても評価（R3年度以降の評価に適用）
予定管理技術者	技術者資格	○技術士（総合技術監理部門（選択科目：建設）） ○技術士（建設部門） ○博士又はこれと同分野・同レベルと認められる学位 ○一級建築士【建築関係分野に適用】 ○国土交通省登録技術者資格（該当分野：計画・調査・設計） ○RCCM（〇〇部門） ○土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級） ○競争的研究資金等を用いた研究の研究代表者としての経験 ○その他、想定できる場合は、資格の追加可能 ※上記のいずれかを有する者
	業務成績	国交省等発注業務（100万円以上）の平均成績が60点以上
	専任性	手持ち業務量が5億円未満かつ10件未満 【すでに低入札案件がある場合は2.5億円未満かつ5件未満】 ※令和3年5月1日より適用
業務実施体制	業務実施体制の 妥当性	業務の分担構成（再委託の有無等）

IV 入札・契約の実施概要

3. 特定者及び落札者の決定方法(令和4一部改定)

1) プロポーザル方式(建設コンサルタント業務)、企画競争方式(役務)

技術提案書の評価点が最も高い者を特定者とする。

2) 総合評価落札方式(建設コンサルタント業務)

技術提案等と入札価格を点数化し、評価値を決定。入札価格が予定価格以下の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= (\text{価格評価点}) + (\text{技術評価点}) \\ &= A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + B \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計}) \\ A: &\text{価格評価点の満点(標準型は30点、簡易型は60点)} \quad B: \text{技術評価点の満点(60点)} \end{aligned}$$

$$\text{技術評価の得点合計} = C + D \times E + F$$

C: 予定管理技術者の経験及び能力に係る評価点

D: 技術提案に係る評価点

E: 技術提案の履行確実性度(低入札以外は1.0、低入札のとき調査を行い1.0～0.0の間で評価)

F: 賃上げ実施に係る評価(実施を表明する参加者を評価)

※賃上げ実施に係る評価の配点は技術評価の配点合計の5%以上となるよう設定

3) 総合評価落札方式(工事)

技術提案等を点数化し、入札価格で除して評価値を決定。入札価格が予定価格以下の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = (A + B + C + D) / \text{入札価格} \times 10^8$$

A: 標準点(100点)

B: 加算点(40点満点)

C: 賃上げ実施に係る評価点(3点満点)

D: 施工体制評価点(30点満点)

※賃上げ実施に関する評価の配点は加算点との合計の5%以上となるよう設定

IV 入札・契約の実施概要

4. 総合評価落札方式における賃上げ実施に関する評価(令和4追加項目)

○緊急提言

～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～(令和3年11月8日 新しい資本主義実現会議)

・政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討



「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月17日 財務大臣通知)

「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」(令和3年12月24日 本省通知)

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

1. 適用対象

・令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達

2. 総合評価の加点評価

・事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。(技術(加算)点の5%以上の整数)

【業務】

・加点は、従来の技術点に含めて加算を行い、その後の技術評価点の算出は従来と同じ。

技術評価点 = 60点 × 技術点(賃上げ加算点を含む) / 技術点満点(賃上げ加算の配点を含む)

①総合評価落札方式(標準型)

技術点満点が200点の場合 → 技術点200点 + 賃上げ加算点11点 = 211点 (11点 / 211点 = 5.2%)

②総合評価落札方式(簡易型)

技術点満点が100点の場合 → 技術点100点 + 賃上げ加算点6点 = 106点 (6点 / 106点 = 6%)

【工事】

・従来の加算点は今までどおり整理し、その後に賃上げ加算点を加算する。

①総合評価落札方式(施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型)

加算点の合計が40点の場合 → 従来の加算点40点 + 賃上げ加算点3点 = 43点 (3点 / 43点 = 6.9%)

IV 入札・契約の実施概要

4. 総合評価落札方式における賃上げ実施に関する評価(令和4追加項目)

3. 評価方法

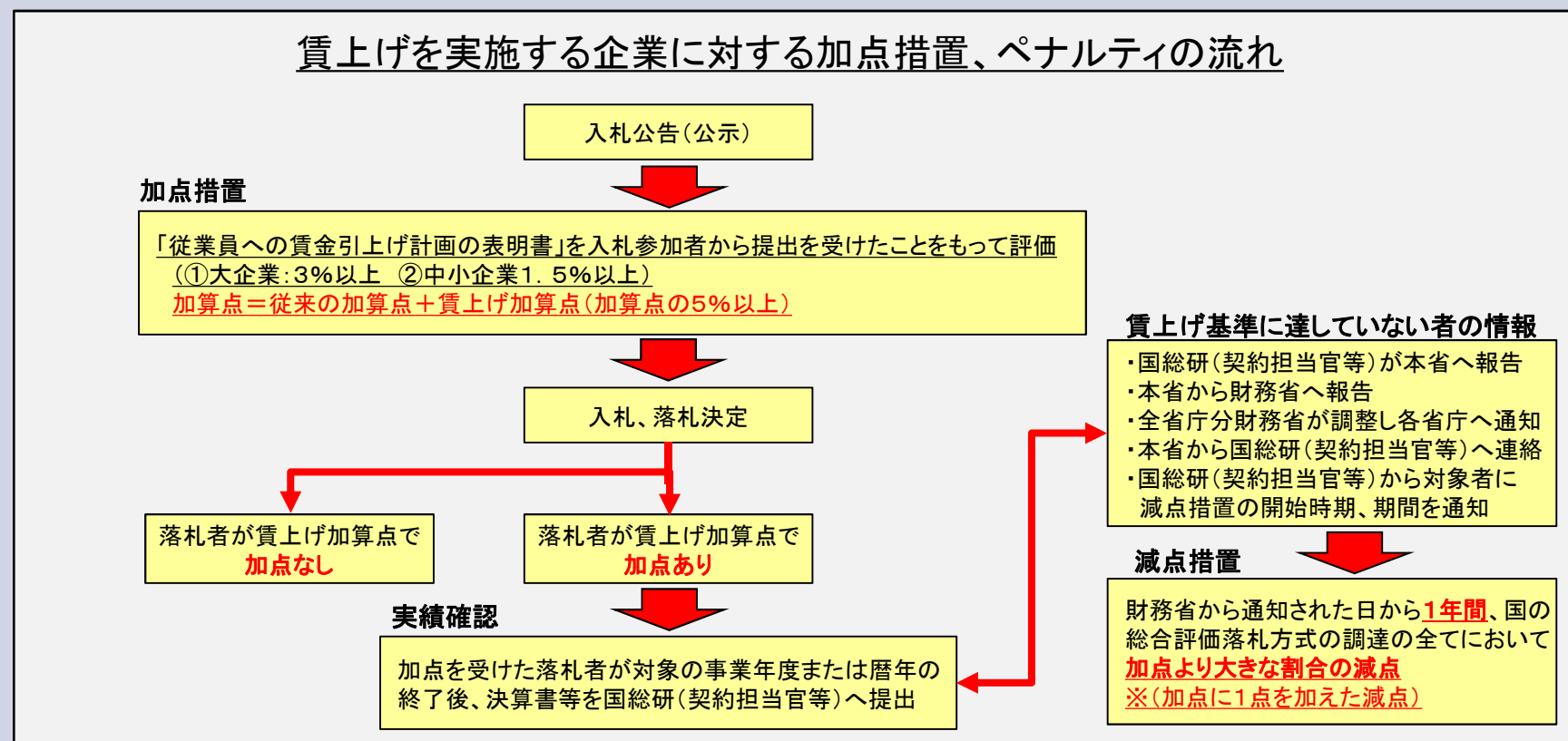
- ・賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を入札参加者から提出を受けたことをもって評価する。

4. 賃上げ実績の確認

- ・加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認する。

5. 賃上げ基準に達していない者について

- ・本取組により加点する割合よりも大きな減点。(賃上げ加算点に1点を加えた減点)



IV 入札・契約の実施概要

5. 建設コンサルタント業務の評価ウエイト（令和4改訂）

評価項目		各項目の配点			備 考 括弧内は配点（プロポ／総合評価）
		プロポ	総合評価		
			標準型	簡易型	
実績等	技術者の資格	3	6	6	A(3 / 6)、B(2 / 4)、C(1 / 2)
	技術者のCPD取得状況 *	1	1	1	各団体の推奨単位の取得の有：A(1 / 1)、無：B(0 / 0)
	業務実績	4	13	13	同種業務・研究：A(4 / 13)、類似業務・研究：B(2 / 7)
	技術者の業務成績 *	10	25	25	A(10 / 25)、B(8 / 20)、C(6 / 15)、D(4 / 10)、E(2 / 5)、F(0 / 0)
	技術者の表彰の有無 *	2	5	5	国総研表彰：A(2 / 5)、整備局等表彰：B(1 / 3)
	配点小計	20	50	50	
技術提案	実施方針・実施フロー	30	50	50	
	特定(評価)テーマ	90	100	-	
	配点小計	120	150	50	
配点計		140	200	100	
賃上げを実施する企業に対する加点		-	11	6	下記配点合計の5%以上の整数となるよう設定
配点合計		140	211	106	

- ◆表中の「*」については、建築関係業務においては評価対象としないことができる。
- ◆上記のうち港湾・空港分野については、「技術者のCPD取得状況」に換えて「技術者資格等」を評価項目としている。
- ◆管理技術者のほか、担当技術者にも資格要件を求める場合は、その平均を評価点とする。
- ◆総合評価方式の対象案件は、「公共工事に関する調査及び設計に関する入札に係る総合評価の実施について」（平成20年11月5日付け国官会第1354号、国地契第38号）に該当するものに限る。

(参考)技術提案評価審査会(個別審査会)での取り組み

1. Web審査会の実施(令和元年5月より継続)

○技術提案評価審査会の個別審査において、業務負担の削減を実施。

◇令和7年度の個別審査開催においては、令和6年度に引き続き「Web会議」
Microsoft Teamsを活用して実施(約50回を予定)

国土技術政策総合研究所 技術提案評価審査会

テレビ会議システム構成

